

社会福祉法人
片品村社会福祉協議会長 様

決	会 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当
裁					

移送用貸出車両 利用申請書

申請日	令和 年 月 日
住 所	片品村
団体名	
氏 名	印
電 話	5 8 -

運転手の免許証の写し

運転免許証の写し
貼 付 欄

私は利用管理要項を遵守し、次のとおり利用申請します。

目 的			
対 象 者			名
希 望 車 両	シートリフト : ヴェルファイア(7人乗) ・ アイシス(6人乗) スロープ車 : N-BOX ・ アトレー (赤い羽根)		
利用日時	自 令和 年 月 日 午前・午後 時から	利用日数 日	
	至 令和 年 月 日 午前・午後 時まで		
行 き 先	片品 ⇒ ⇒ 片品		
運 転 手	住所 :	氏名	印

※村外でレジャー目的等の場合は旅行傷害保険の証明の写しを添付すること

返却確認	令和 年 月 日	確 認 者	印
------	----------	-------	---

※必ず洗車・清掃すること（返却後、著しく汚れている場合は業者委託で車両の洗車・清掃を行い、その代金を利用者に負担して頂くことがあります。）

移送車両貸出事業 申請注意事項

片品村社会福祉協議会

対象者

- ①自力で乗車する事が困難な高齢者及び身体障害者又は介護する家族
- ②社協に登録するボランティア団体または個人
- ③片品村役場及び村内の社会福祉施設

利用基準

- ①要介護者は車イス使用又は移動に介護者を要する者で、
運転手と介護者を依頼できる者とする
- ②ボランティアは要介護者の移送サービス又は
在宅老人等の交流・保養事業等で社協に登録のある者とする
- ③役場又は社会福祉施設が当該車両を使用し、事業を実施する場合

利用手続

- ①利用申請書（別紙）を3営業日前までに提出し、許可を受けること。
※予約は1日を単位とする
- ②村外でレジャー目的等の場合は旅行傷害保険の加入すること
利用申請書に保険証書又は領収書の写しを添付すること。
- ③利用申請書と異なる利用の必要が生じたときは、事前に利用申請書を再度提出し、許可を受けなければならない。

利用料

- ①利用料は無料とする。（ただし燃料は利用者負担とする）
- ②返却後、著しく汚れている場合は業者委託で車両の洗車・清掃を行い、その代金を利用者に負担して頂くことがあります。

利用終了

- ①燃料は満タンにして返還すること。
- ②翌日の利用に支障のないように、必ず洗車・清掃すること。
- ③運行状況及び点検清掃状況等を使用記録簿（別紙）を記入すること。

※事故・違反等があった場合には、直ちに事務局長に報告すること。